

愛知県薬剤師国民健康保険組合

規 約

(令和6年3月3日 一部改正)

愛知県薬剤師国民健康保険組合

愛知県薬剤師国民健康保険組合同規約

第一章 総 則

(名称及び目的)

第 1 条 この組合は、愛知県薬剤師国民健康保険組合と称し、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。）に基づき、この組合の組合員及び組合員の世帯に属する被保険者の国民健康保険を行うことを目的とする。

(事務所の所在地)

第 2 条 組合は、事務所を愛知県名古屋市中区丸の内三丁目 4 番 2 号「愛知県薬剤師会館」3 階に置く。

(地区)

第 3 条 組合は、次の各号に定める区域をその地区とする。

- 一 愛知県の区域内の市町村
- 二 岐阜県、三重県、静岡県の区域内の市町村

(公告の方法)

第 4 条 組合の公告は、電子公告によりこれを行い、かつ必要があるときは組合において発行する組合報に掲載して行う。

第二章 支 部

(組合の組織)

第 5 条 組合に支部を置く。

- 2 支部の合併及び分割は別にこれを定める。
- 3 組合員は、支部に所属する。
- 4 支部の区域は、別に定める。
- 5 支部運営規程を別に定める。

第三章 組合員及び被保険者

(組合員の範囲及び種別)

第 6 条 組合員は事業主組合員と従業員組合員とする。

- 2 事業主組合員は次の各号のいずれに該当するものであって、一般社団法人愛知県薬剤師会の会員又は愛知県薬業協同組合の組合員であるものとする。
 - 一 第 3 条第一号の地区内で薬局又は医薬品販売業（以下、「薬局等」という。）を営業者で、同条第一号又は第二号の地区内に住所を有するもの
 - 二 第 3 条第一号の地区内の薬局等又は医療機関等において薬剤師の業務に従事する者（ただし、第 4 項に該当する者を除く。）で同条第一号又は第二号の地区内に住所を有するもの

- 3 事業主組合員が前項第二号に規定する薬局等又は医療機関等において薬剤師の業務に従事する者であることの判定基準は、別に定める。
- 4 従業員組合員は、第2項第一号の事業主組合員に雇用され、同号に掲げる薬局等に従事する者であって、第3条第一号又は第二号の地区内に住所を有するものとする。

(被保険者の範囲)

第7条 組合は、事業主組合員及び従業員組合員並びにこれらの世帯に属する者をもって被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第50条に規定する被保険者を除く。）とする。

(加入の申込み)

第8条 組合に加入しようとする者は、住所、氏名、性別、生年月日、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）、職業、事業所名及び法第6条各号に関する事項（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第1項第8号又は同条第2項ただし書の規定による承認に関する事項を含む。以下同じ。）並びに世帯に属する者の氏名、性別、生年月日、個人番号、職業、使用される事業所名、自己との続柄及び法第6条各号に関する事項を記載した書面をもって、その旨を組合に申し込まなければならない。

- 2 前項の加入の申し込みをした者は、理事長が加入の申し込みを受理した日に組合員となる。
- 3 前項の受理は、第1項の申し込みをした日から30日以内にしなければならない。
- 4 第1項の申し込みの内、従業員組合員については事業主組合員がとりまとめそれを行うものとする。

(変更の届出)

第9条 第8条第1項に掲げる事項に変更があったときは、組合員は、変更後の事項を記載した書面をもって、14日以内にその旨を組合に届け出なければならない。

- 2 組合員の世帯において、あらたに被保険者となる者があるときは、その組合員は、14日以内に第8条第1項に準じた書面をもって、その旨を届け出なければならない。記載事項に変更があったときも又同様とする。

(後期高齢者医療の被保険者である組合員の届出)

第10条 高齢者医療確保法第50条に規定する被保険者となった組合員が、引き続き組合員となる場合には、その旨を組合に届け出なければならない。

- 2 前項に規定する組合員（以下「後期高齢者の組合員」という。）が、高齢者医療確保法第50条2号に該当しなくなった場合には、その旨を組合に届け出なければならない。

(脱退)

第11条 組合員は、組合を脱退するには、一ヶ月以上の予告期間を設け、あらかじめ通知しなければならない。

- 2 組合員の世帯において、被保険者ではなくなる者があるときは、その組合員は、14日

以内に被保険者証を添え書面をもって、その旨を届け出なければならない。

(除名)

第12条 次の各号の一に該当する組合員は、理事会の議決によって除名することができる。

一 正当な理由がなく保険料の納付期日後6ヶ月を経過したにもかかわらず、保険料を納付しないとき

二 法の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は加入の申し込みに当たって虚偽の事項を記載した申込書を提出したとき

2 組合員が除名の通知を受けた時は、すみやかに被保険者証を返還しなければならない。

第四章 保険給付

(一部負担金)

第13条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

一 6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以降であって70歳に達する日の属する月以前である場合 10分の3

二 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である場合 10分の2

三 70歳に達する日の属する月の翌日以降である場合(次号に掲げる場合を除く。) 10分の2

四 法第42条第1項第4号の規程が適用されるものである場合 10分の3

(出産育児一時金及び出産祝い金)

第14条 組合は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の組合員に対し、出産育児一時金として500,000円を支給する。

2 前項の規定に関わらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第二項について同じ。)又は地方公務員共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

3 組合は、被保険者又はその配偶者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の組合員に対し、出産祝い金として30,000円を支給する。

(葬祭費及び葬祭見舞金)

第15条 組合は、被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として50,000円を支給する。

2 前項の規定に関わらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、

国家公務員共済組合法、地方公務員共済組合法又は高齢者医療確保法の規定により、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

- 3 組合は、組合員が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭見舞金として 50,000 円を支給する。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

第 15 条の 2 組合は、給与等（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

- 2 傷病手当金の額は、1 日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した 3 月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数があるときは、これを 10 円に切り上げるものとする。）の 3 分の 2 に相当する金額（その金額に、50 銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数があるときは、これを 1 円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第 40 条第 1 項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の 30 分の 1 に相当する金額の 3 分の 2 に相当する金額を超えるときは、その金額とする。
- 3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して 1 年 6 月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

第 15 条の 3 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第 2 項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第 15 条の 4 前条に規定する被保険者（第 6 条に規定する薬局又は医薬品販売業に従事する者に限る。次項において同じ。）が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

- 2 前項の規定によりこの組合が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業

主から徴収する。

第五章 保健事業

(保健事業)

第 16 条 組合は、法第 72 条の 5 に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、組合員及び組合員の世帯に属する被保険者（以下、本条において「被保険者等」という。）の健康の保持増進のため次に掲げる事業を行う。

- 一 健康教育
- 二 健康診査
- 三 生活習慣病等疾病の予防
- 四 健康づくり運動
- 五 母子保健
- 六 その他被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業

第 17 条 前条に定めるもののほか、保健事業に関して必要な事項は、別に定める。

第六章 保険料

(保険料の賦課額)

第 18 条 事業主組合員及び後期高齢者の組合員は、保険料として、第一号から第四号までの合算額を、毎月組合に納付しなければならない。

- 一 国民健康保険事業に要する費用（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金及び病床転換支援金（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用並びに後期高齢者の組合員に係る保健事業（以下「後期高齢者の保健事業」という。）に要する費用を除く。）に充てるため、組合員（後期高齢者の組合員を除く。）及び組合員の世帯に属する被保険者につき算定したイからハに掲げる額を合算した基礎賦課額（以下「基礎賦課額」という。）

イ 所得割額 課税標準額を算定基礎額とし、その額に別に定める料率を乗じて算定する。

ロ 均等割額 被保険者 1 人につき 6,000 円

ハ 世帯割額 一組合員につき 5,000 円

- 二 後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるため、組合員（後期高齢者の組合員を除く。）及び組合員の世帯に属する被保険者につき算定したイからハに掲げる額を合算した後期高齢者支援金等賦課額（以下「後期高齢者支援金賦課額」という。）

イ 所得割額 課税標準額を算定基礎額とし、その額に別に定める料率を乗じて算定する。

ロ 均等割額 被保険者 1 人につき 2,800 円

ハ 世帯割額 一組合員につき 1,950 円

- 三 介護納付金の納付に要する費用に充てるため、組合員又は組合員の世帯に属する被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者（以下この条において「介護納付金賦課被保険者」という。）につき算定したイからハに掲げる額を合算した介護納付金賦課額（以下「介護納付金賦課額」という。）
- イ 所得割額 課税標準額を算定基礎額とし、その額に別に定める料率を乗じて算定する。
 - ロ 均等割額 介護納付金賦課被保険者1人につき3,100円
 - ハ 世帯割額 介護納付金賦課被保険者の一世帯につき1,700円
- 四 後期高齢者の組合員については、後期高齢者の保健事業に要する費用に充てるために算定した後期高齢者賦課額 6,500円
- 2 従業員組合員は、保険料として、第一号から第三号までの合算額を、毎月組合に納付しなければならない。
- 一 基礎賦課額
 - イ 所得割額 課税標準額を算定基礎額とし、その額に別に定める料率を乗じて算定する。
 - ロ 均等割額 被保険者1人につき2,000円
 - ハ 世帯割額 一組合員につき5,000円
 - 二 後期高齢者支援金賦課額
 - イ 所得割額 課税標準額を算定基礎額とし、その額に別に定める料率を乗じて算定する。
 - ロ 均等割額 被保険者1人につき940円
 - ハ 世帯割額 一組合員につき1,950円
 - 三 介護納付金賦課額
 - イ 所得割額 課税標準額を算定基礎額とし、その額に別に定める料率を乗じて算定する。
 - ロ 均等割額 介護納付金賦課被保険者1人につき1,040円
 - ハ 世帯割額 介護納付金賦課被保険者の一世帯につき1,700円
- 3 第1項及び第2項の規定の所得割額の算定において、毎年1月から9月までは賦課期日の前々年分の課税標準額を算定基礎額とし、10月から12月までは賦課期日の前年分の課税標準額を算定基礎額とする。又、所得割額の料率はその確定時に決定するものとする。
- 4 理事長は、前項に規定する所得割料率が決定したときは、速やかに公告するものとする。
- 5 保険料の賦課限度額は、基礎賦課額については52,500円とし、後期高齢者支援金賦課額については15,833円、介護納付金賦課額については14,166円とする。
- 6 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における未就学児に係る第1項第一号の均等割額は3,000円、第2項第一号の均等割額は1,000円、第1項第二号の均等割額は1,400円

円、第2項第二号の均等割額は470円とし、未就学児世帯支援補助費を充当する。

7 課税標準額不申告者については、それぞれの賦課限度額を賦課する。

8 保険料の賦課漏れを発見したときは、その賦課すべきであった保険料の金額を一時に賦課する。

(更正の請求)

第18条の2 組合員は、課税標準額の計算が地方税に関する法令(地方税法(昭和25年法律第226号)第313条)の規定に従っていなかったこと、又は当該計算に誤りがあった場合には更正すべき旨の請求をすることができる

2 理事長は、更正の請求があったときはその請求に係る課税標準額につき調査して当該月分の保険料を更正しなければならない。ただし、更正すべき理由がない場合はその旨を請求した者に通知しなければならない。

(既納保険料の調整)

第18条の3 既納の保険料で過納又は誤納となったものは、還付せず、翌月をもって調整する。

(保険料の賦課及び納期)

第19条 保険料の賦課期日は、毎月1日とし、納期は毎月末日とする。

(納付額告知)

第20条 保険料の納付額が決定したときは、理事長はすみやかにこれを組合員に通知しなければならない。その額に変更が生じた場合も、同様とする。

(保険料の督促及び督促手数料)

第21条 納付期限を過ぎて保険料を納付しない組合員について、理事長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 前項の督促手数料は督促状、1通について100円とする。

(延滞金)

第22条 納期限までに保険料を納入しない組合員があるときは、当該保険料の額に、その納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、当該金額が2,000円以上であるときは、当該金額(当該金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)につき年14.6%の(当該の納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合を乗じて計算した延滞金(当該延滞金に100円未満の端数があるときは、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数全額又はその全額を切り捨てる。)を加算して徴収する。ただし、次に掲げる場合は、延滞金を徴収しない。

- 一 督促の指定日までに、保険料を納付したとき
- 二 次条の規定により、保険料の納付期限が延長されたとき
- 三 その他特別の事由があると理事長が認めた場合

2 前項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引

率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項について同じ。)が年7.3パーセントに満たないときはその年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

3 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(保険料の納付期限の延長)

第23条 理事長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することにより納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6箇月以内の期間を限って徴収猶予することができる。

- 一 納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき
- 二 納付義務者がその事業又は業務を休止したとき
- 三 納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。
- 四 前各号に掲げる理由に類する理由があったとき

(保険料の減免)

第24条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。

- 一 災害等により生活が著しく困難となった者
- 二 前号に準ずると認められる者

(未就学児世帯の保険料の償還)

第24条の2 第18条第6項の未就学児世帯の保険料が同条第5項の賦課限度額となる場合、その世帯の未就学児の人数に1,000円を乗じた額を償還することとし、未就学児世帯支援補助費を充当する。

(産前産後期間相当分の保険料軽減)

第24条の3 組合員の世帯に出産する予定の被保険者又は出産した被保険者がある場合、出産の予定日(出産日)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、三月前)から出産予定月の翌々月までの期間に係る保険料を軽減する。

第七章 組合会

(組合会議員の定数)

第25条 組合会議員の定数は、28名とする。

(組合会議員の選出)

第26条 組合会議員は、支部毎に、1名を選出する。

2 組合会議員は、役員を兼ねることはできない。

(任期)

第27条 組合会議員の任期は2年とする。ただし、補欠議員の任期は、その前任者の残任

期間とし、議員の定数に異動が生じたため、あらたに選出された議員の任期は、現任者の残任期間とする。

(組合会の議決事項)

第 28 条 組合会は、法第 27 条に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- 一 特別積立金の繰替使用
- 二 法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する基本方針の策定及び変更

(組合会の種類)

第 29 条 組合会は、通常組合会及び臨時組合会とする。

(組合会の招集日)

第 30 条 通常組合会は、毎年 7 月中において理事会の議決により、招集しなければならない。

第 31 条 臨時組合会は、必要に応じ、理事会の議決により適宜招集できる。

(組合会の招集手続き)

第 32 条 組合会の招集は、開催日の 1 週間前までに会議の目的たる事項及び内容、日時、場所等を明示した書面を組合会議員の住所に宛てて送付して行うものとする。

(緊急議決)

第 33 条 組合会においては、出席した議員の 3 分の 2 以上の同意を得たときに限り、あらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。ただし、法第 27 条第 1 項に掲げる事項については、この限りではない。

(組合会議長、副議長)

第 34 条 組合会議長及び副議長は、組合会議員の選出後、最初に開かれる組合会において互選する。

2 議長及び副議長の任期は、組合会議員の任期による。

(書面表決等)

第 34 条の 2 組合会に出席できない組合会議員は、あらかじめ通知のあった事項について、書面又は電磁的方法により、議決権の行使をすることができる。

(組合会の議事録)

第 35 条 組合会の議事については議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長が署名しなければならない。

2 議長は、当日の出席者から、2 名の議事録署名者を指名する。

第八章 役員等及び職員

(役員を選出)

第 36 条 役員は、組合会で選出する。

2 役員は、予め、支部からの推薦を議長が取りまとめ、候補者一覧を準備する。

(役員の定数)

第 37 条 理事の定数は、6 名以上とする。

2 監事の定数は2名とする。

(顧問及び相談役)

第38条 組合に顧問及び相談役を置くことができる。

(理事長)

第39条 理事のうち1名を理事長とし、理事がこれを互選する。

2 理事長は、組合の業務を総理する。

(常務理事)

第40条 理事のうち3名以内を常務理事とし、理事がこれを互選する。

2 常務理事は、常時、組合を掌理し、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。

(法令遵守(コンプライアンス)担当理事)

第41条 理事のうち1名を法令遵守(コンプライアンス)担当理事とし、理事がこれを互選する。

2 法令遵守(コンプライアンス)担当理事は、理事長を補佐し法令遵守(コンプライアンス)に関する組合の業務を行う。

(役員任期)

第42条 理事及び監事の任期は2年とする。但し、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、辞任した場合及び任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、なお従前の職務を行うものとする。

(役員補充)

第43条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える欠員が出たときは3ヶ月以内に、補充しなければならない。

(理事の職務)

第44条 理事は法令、規約、及び組合会の議決を尊重し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。

3 理事は、組合会の決議により禁止されないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(監事の兼職の禁止)

第45条 監事は、組合の理事又は職員と兼ねてはならない。

(監事の職務)

第46条 監事は、いつでも会計に関する帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事に対し会計に関する報告を求めることができる。

2 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、この組合の業務及び財産の状況を監査することができる。

(報酬及び費用弁償)

第 47 条 役員には報酬を支給し、費用を弁償することができる。

2 報酬及び費用弁償については、別にこれを定める。

(役員解任)

第 48 条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、組合会の議決により、解任することができる。

2 前項の議決は、総組合会議員の 3 分の 2 以上の賛成を得なければならない。

(職員)

第 49 条 この組合に次に掲げる職員を置く。

一 事務局長 1 名

二 職員 3 名以下 (職名を付与する。)

2 事務局長は、理事会の同意を得て理事長が任免する。

3 事務局長は職員を統轄し、理事会の決定に従い、この組合の事務を誠実に行わなければならない。

4 職員は、理事長が任免する。

5 職員は、事務局長の事務を補佐する。

6 職員の給与は、理事長が定める。

第九章 理事会

(理事会の招集)

第 50 条 理事会は必要に応じ、理事長が招集し、理事長がその議長となる。

2 理事会の招集は、開催日の 1 週間前までに会議の目的たる事項及び内容、日時、場所等を明記した書面を各理事に送付又は電磁的方法にて行うものとする。但し、急を要する場合はこの限りではない。

(理事会の決定事項)

第 51 条 理事会においては、次に掲げる事項について決定する。

一 組合会の召集及び組合会に提出する議案

二 組合業務運営の具体的方針の決定

三 業務執行に関する事項で理事会において必要と認めた事項

四 その他この規約に定める事項

(理事会の議事)

第 52 条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

2 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的たる事項について、書面又は電磁的方法により、理事会の議事に加わることができる。

3 前項の規定により、賛否の意見を明らかにした書面又は電磁的方法により、議事に加わる理事は、出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第 53 条 理事会の議事録については、議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した理事 2 名が署名しなければならない。

第十章 業務の執行及び会計

(規約その他書類の備付及び閲覧)

第 54 条 理事長は、規約及び組合会の議事録を事務所に備えておかなければならない。

2 組合員はいつでも、理事長に対し前項の閲覧を求めることができる。この場合、理事長は正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(経費の支弁)

第 55 条 組合の経費は、次の各号に掲げるものをもって支弁するものとする。

- 一 保険料及び手数料
- 二 補助金
- 三 寄付金その他の収入

(特別会計)

第 56 条 この組合は、組合会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

2 特別会計に関して必要な事項は、別にこれを定める。

(財産の管理)

第 57 条 この組合の財産の管理は、次の各号に掲げるところによる。

- 一 有価証券は、確実なる金融機関に保護預けとし、又は理事会の議決を経て定めた方法によること
- 二 積立金は、金融機関に預け入れ、又は理事会の議決を経て定めた方法によること
- 三 現金は、金融機関に預け入れること
- 四 前各号以外の財産の管理は、組合会の議決を経て定めた方法によること

(決算関係書類の提出、備付及び閲覧)

第 58 条 理事長は、通常組合会の開催日 1 週間前までに、事業報告書、財産目録及び収支決算書を監事に提出し、且つ、これらの書類を主たる事務所に備えておかなければならない。

2 理事長は、監事の意見を添えて前項の書類を通常組合会に提出し、その承認を求めなければならない。

3 組合員は、いつでも理事長に対し、第 1 項の書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事長は正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(会計帳簿等の閲覧)、

第 59 条 組合員は、総組合員の 3 分の 1 以上の同意を得て、いつでも理事に対し、会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事は正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

第十一章 罰 則

(過怠金)

第 60 条 組合は、組合員が法第 22 条の規定において準用する法第 9 条第 1 項若しくは第 9 項による規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は法第 22 条の規定において準用する法第 9 条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対して、10 万円以下の過怠金を課する。

第 61 条 組合は、組合員又は組合員であった者が正当な理由なしに、法第 113 条の規定により文書その他の物件の提出を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の問題に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは 10 万円以下の過怠金を課する。

第 62 条 組合は偽りその他の不正の行為により保険料、一部負担金及びこの規約に規定する過怠金の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額以下の過怠金を課する。

第 63 条 前 3 条の過怠金の額は、情状により理事長が定める。

第 64 条 第 57 条から第 59 条までの過怠金を徴収する場合において発する納付告知書に指定すべき納付期限は、その発行の日から起算して 10 日以上を経過した日とする。

第十二章 雑 則

(規則及び規程)

第 65 条 この規約に定めるもののほか、この規約の施行に関して必要な事項は、理事会の議決により、規則又は規程をもって別にこれを定める。

経緯 この規約は、昭和 34 年 4 月 1 日から施行され、その後、毎年のように数十回の改正を重ねて現行に至る。

付則 この規約は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付則 この規約は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

付則 この規約は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

付則 この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付則 この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付則 この規約は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付則 この規約は、平成 30 年 10 月 29 日から施行する。

付則 この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付則 この規約は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

付則 この規約は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付則 この規約は、令和 2 年 7 月 12 日から施行し、改正後の第 15 条の 2 から第 15 条の 4 までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和 2 年 1 月 1 日から別に定める日までの間に属する場合に適用することとする。

付則 この規約は、令和3年4月1日から施行する。

付則 この規約は、令和4年4月1日から施行する。

付則 この規約は、令和4年10月1日から施行する。

付則 この規約は、令和5年4月1日から施行する。

附則 この規約は、令和6年3月3日から施行し、令和6年1月1日から適用する。